

公職選挙法施行令の一部を改正する政令案等の概要

国外に居住している選挙人の利便性の向上に資するため、在外選挙人証の記載事項の変更及び再交付の手續における在外選挙人証の交付方法、在外選挙人名簿の登録の申請の手續における在外選挙人名簿登録申請書の送付方法等の見直し等について所要の規定の整備を行う。

1 公職選挙法施行令の一部を改正する政令案

(1) 在外選挙人証の記載事項変更時等における交付方法の見直し

在外選挙人への在外選挙人証の交付について、領事官を経由する方法として、市町村選管から送付された在外選挙人証データを在外公館が印刷して交付することとする。

(2) 在外選挙人名簿の登録申請書等の送付方法の見直し

在外公館に提出された在外選挙人名簿登録申請書等について、在外公館から電子化したデータを送付する場合、外務大臣を経由せず、市町村選管に直接送付することとする。

(3) 在外選挙人名簿に登録しなかった場合等の通知方法の見直し

- ① 在外選挙人名簿に登録しなかった場合の通知及び抹消した場合等の通知について、外務大臣を経由せず、市町村選管から在外公館又は在外選挙人に行うこととする。
- ② 在外選挙人名簿から抹消すべき事由に関する通知について、外務大臣を経由せず、在外公館から市町村選管に直接行うこととする。

2 在外選挙執行規則の一部を改正する省令案

在外選挙人証の交付の方法及び在外投票に関する様式等について、所要の規定を整備する。

[今後の予定]

- | | |
|------------|----------------------------|
| 令和5年11月29日 | パブリックコメント開始 |
| 令和5年12月28日 | パブリックコメント終了 |
| 令和6年1月上中旬 | 閣議（予定） |
| 令和6年1月上中旬 | 公布（予定） |
| 令和6年7月上中旬 | 施行（公布の日から起算して6月を経過した日）（予定） |

改 正 案

現 行

（在外選挙人名簿の登録の申請の手續）
第二十三条の三（略）

（在外選挙人名簿の登録の申請の手續）
第二十三条の三 法第三十条の五第一項の規定による申請は、当該申請をする者（以下この章において「在外選挙人名簿登録申請者」という。）が、在外選挙人名簿に関する事務について当該在外選挙人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この章及び第四百二十二条において同じ。）（法第三十条の五第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあつては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第二号並びに次項第二号及び第三号を除き、以下この章及び第四百二十二条において同じ。）に対して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、法第三十条の五第一項の規定による申請書（以下この条及び第二十三条の六第一項において「在外選挙人名簿登録申請書」という。）を提出し、かつ、次に掲げる書類（当該在外選挙人名簿登録申請者が他の法令の規定により当該領事官に住所に関する届出を行っている場合であつて総務省令で定めるときは、第一号に掲げる書類）を提示して、しなければならない。

一 当該在外選挙人名簿登録申請者の旅券（旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合には、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類（当該在外選挙人名簿登録申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。））

- 二 当該在外選挙人名簿登録申請者が、在外選挙人名簿に関する事務について当該在外選挙人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官の管轄区域（法第三十条の四第一項に規定する管轄区域をいう。以下この号及び次項において同じ。）内に住所を有することとなった日として在外選挙人名簿登録申請書に記載された日から申請の日（法第三十条の五第三項第一号に定める日をいう。以下この号及び次項において同じ。）までの間（以下この号及び同項において「住所要件期間」という。）、引き続き当該管轄区域内に住所を有することを証するに足りる文書（申請の日において住所要件期間が三箇月以上である場合には、当該在外選挙人名簿登録申請者が当該管轄区域内に引き続き三箇月上住所を有することを証するに足りる文書）
- 2 申請の日において住所要件期間が三箇月に満たない在外選挙人名簿登録申請者（以下この条において「住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者」という。）は、申請の日以後法第三十条の五第三項第二号に定める日（第六項において「三箇月経過日」という。）までの間に、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、文書でその旨を在外選挙人名簿登録申請書を提出した領事官に届け出なければならない。
 - 一 日本の国籍を失った場合
 - 二 在外選挙人名簿に関する事務について申請時住所（住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者の住所として在外選挙人名簿登録申請書に記載された住所をいう。次号及び第六項において同じ。）を管轄する領事官の管轄区域外へ住所を移した場合
 - 三 在外選挙人名簿に関する事務について申請時住所を管轄する領事官の管轄区域内において住所を変更した場合
 - 四 氏名その他総務省令で定める事項に変更が生じた場合

3 前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出があつたときは、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者の法第三十条の五第一項の規定による申請は、取り下げられたものとみなす。

4 第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出は、それぞれ同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者が他の法令の規定により在外選挙人名簿登録申請書を提出した領事官に住所、氏名その他総務省令で定める事項に関する届出をしている場合であつて総務省令で定めるときは、この限りでない。

5 法第三十条の五第三項の規定による在外選挙人名簿登録申請書の送付は、当該在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格（同項に規定する在外選挙人名簿の被登録資格をいう。以下この章において同じ。）に関する意見書（第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合には、在外選挙人名簿の被登録資格に関する意見書及び当該届出書の写し）を添えて、外務大臣を経由して、しなければならない。

6 領事官は、前項の規定により住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格に関する意見書を送付するときは、あらかじめ、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者が三箇月経過日において申請時住所（第二項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合には、当該届出書に記載さ

5 法第三十条の五第三項の規定による在外選挙人名簿登録申請書の送付は、当該在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格（同項に規定する在外選挙人名簿の被登録資格をいう。以下この章において同じ。）に関する意見書（第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合には、在外選挙人名簿の被登録資格に関する意見書及び当該届出書の写し）を添えて、外務大臣を経由して、しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

6 (略)

(在外選挙人名簿に登録しなかった場合等の通知)

第二十三条の六 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録申請者を在外選挙人名簿に登録しなかったときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を

法第三十条の五第三項の規定により当該在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿登録申請書を送付した領事官を経由して当該在外選挙人名簿登録申請者に通知しなければならない。

2 (略)

(在外選挙人証の記載事項等)

第二十三条の七 (略)

2・3 (略)

。れた変更後の住所)に居住しているかどうかを確認しなければならない。

(在外選挙人名簿に登録しなかった場合等の通知)

第二十三条の六 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録申請者を在外選挙人名簿に登録しなかったときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣及び法第三十条の五第三項の規定により当該在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿登録申請書を送付した領事官を経由して当該在外選挙人名簿登録申請者に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなかったときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を当該在外選挙人名簿登録移転申請者に通知しなければならない。

(在外選挙人証の記載事項等)

第二十三条の七 在外選挙人証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 選挙人の氏名及び生年月日
- 二 選挙人の国外における住所
- 三 その他総務省令で定める事項

2 選挙人は、在外選挙人証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、在外選挙人証を添えて、在外選挙人名簿に関する事務について当該選挙人の住所を管轄する領事官を経由し、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に届け出て、在外選挙人証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

3 前項の規定による届出は、記載事項の変更の届出書に在外選挙人証の

4 第二項の場合において、領事官は、同項の規定による届出書に総務省令で定める書類を添えて、直ちに外務大臣を経由して、当該選挙人の登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

5 (略)

6 市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による届出に基づき在外選挙人証に変更に係る事項を記載した場合には、総務省令で定めるところにより、第四項の規定により第二項の規定による届出書を送付した領事官を経由して、当該

届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならない

記載事項に変更を生じた事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、変更を生じた記載事項が選挙人の国外における住所その他総務省令で定める記載事項である場合において、総務省令で定めるときは、この限りでない。

4 第二項の場合において、領事官は、同項の規定による届出書に総務省令で定める書類を添えて、直ちに外務大臣を経由して、当該選挙人の登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

5 第二十三条の四第一項及び第二項の規定は、第二項の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第一項中「在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格」とあるのは「第二十三条の七第二項の規定による届出の内容」と、同条第二項中「在外選挙人名簿登録申請者」とあるのは「第二十三条の七第二項の規定による届出をする者」と、「法第三十条の五第一項の規定による申請」とあるのは「当該届出」と、「在外選挙人名簿の被登録資格を有する」とあるのは「当該届出の内容が事実である」と読み替えるものとする。

6 市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による届出に基づき在外選挙人証に変更に係る事項を記載した場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）をもつて、第二項の規定による届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならない

らない。

7 (略)

(在外選挙人証の再交付)
第二十三条の八 (略)

2 (略)

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による申請に基づき在外選挙人証を再交付する場合には、総務省令で定めるところにより、前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を送付した領事官を經由して、当該申請をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならない。

らない。ただし、当該届出の際に、郵便等をもつて交付を受けることが困難である旨の申出があつた場合には、外務大臣及び第四項の規定により第二項の規定による届出書を送付した領事官を經由して、当該届出をした者に当該在外選挙人証を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、在外選挙人証の記載事項の変更に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(在外選挙人証の再交付)

第二十三条の八 選挙人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、在外選挙人名簿に関する事務について当該選挙人の住所を管轄する領事官を經由して、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に在外選挙人証の再交付を申請することができる。

- 一 在外選挙人証を亡失し、又は滅失した場合
- 二 在外選挙人証を汚損し、又は破損した場合
- 三 その他総務省令で定める場合

2 前条第四項の規定は、前項の在外選挙人証の再交付の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第一項」と、「届出書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による申請に基づき在外選挙人証を再交付する場合には、郵便等をもつて、同項の規定による

申請をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならない。ただし、当該申請の際に、郵便等をもつて交付を受けることが困難である旨の申出があつた場合には、外務大臣及び前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書

4 (略)

(出訴期間の特例)

第二十三条の十二 法第三十条の九第一項において読み替えて準用する法第二十五条第一項に規定する政令で定める場合は、訴状を国外から国内へ郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者、同条第九項に規定する特定信書事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書事業者による同法第二条第二項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により送付する場合とする。

(在外選挙人名簿から抹消した場合等の通知)

第二十三条の十四 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を法第三十条の六第四項又は第五項の規定によりその者の在外選挙人証の交付の經由に係る事務を行った領事官(次項及び第三項において「經由領事官」という。)に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一(第三号に係る部分に限る。)の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を經由領事官を經由して、その者に通知しなければならない。

を送付した領事官を經由して、当該申請をした者に当該在外選挙人証を交付しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、在外選挙人証の再交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(出訴期間の特例)

第二十三条の十二 法第三十条の九第一項において読み替えて準用する法第二十五条第一項に規定する政令で定める場合は、訴状を国外から国内へ郵便等

により送付する場合とする。

(在外選挙人名簿から抹消した場合等の通知)

第二十三条の十四 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣を經由して、法第三十条の六第四項又は第五項の規定によりその者の在外選挙人証の交付の經由に係る事務を行った領事官(次項及び第三項において「經由領事官」という。)に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一(第三号に係る部分に限る。)の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣及び經由領事官を經由して、その者に通知しなければならない。

ない。

3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について、その登録されている氏名その他の総務省令で定める事項に係る記載（法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録）を修正し、又は訂正したときは、遅滞なく、その旨を 経由領事官に通知しなければならない。

（在外選挙人名簿から抹消すべき事由に関する通知）

第二十三条の十五 領事官は、在外選挙人名簿に登録されている者について在外選挙人名簿の登録（在外選挙人名簿への登録の移転に係るものを除く。以下第六十五条の二までにおいて同じ。）の際に在外選挙人名簿の登録をされるべきでなかつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を 当該在外選挙人名簿から抹消すべき者が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 (略)

ない。

3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について、その登録されている氏名その他の総務省令で定める事項に係る記載（法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録）を修正し、又は訂正したときは、遅滞なく、その旨を外務大臣を経由して、経由領事官に通知しなければならない。

（在外選挙人名簿から抹消すべき事由に関する通知）

第二十三条の十五 領事官は、在外選挙人名簿に登録されている者について在外選挙人名簿の登録（在外選挙人名簿への登録の移転に係るものを除く。以下第六十五条の二までにおいて同じ。）の際に在外選挙人名簿の登録をされるべきでなかつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を外務大臣を経由して、当該在外選挙人名簿から抹消すべき者が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2

外務大臣は、在外選挙人名簿に登録されている者について在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたこと（その者の国外における住所に関するものに限る。）を知つたときは、遅滞なく、その旨を当該在外選挙人名簿から抹消すべき者が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

○総務省令第 号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）の施行に伴い、並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の七第六項、第二十三条の八第三項及び第四百四五条の規定に基づき、在外選挙執行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

在外選挙執行規則の一部を改正する省令

在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後

改正前

(在外選挙人証の記載事項の変更等)

第九条 〔略〕

〔2〕4 略

5 令第二十三条の七第六項の規定による在外選挙人証の交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第四項の規定により同条第二項の規定による届出書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

(在外選挙人証の再交付等)

第十一条 〔略〕

〔2 略〕

3 令第二十三条の八第三項の規定による在外選挙人証の再交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第二項において準用する令第二十三条の七第四項の規定により令第二十三条の八第一項の規定による申請書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

別記

第六号様式 (在外選挙人証の様式) (第八条関係)

〔様式 略〕

備考

選挙管理委員会委員長の印は、別添み式とする。

裏

〔略〕

第七号様式 (在外選挙人証記載事項変更届出書の様式) (第九条関係)

在外選挙人証記載事項変更届出書

公職選挙法施行令第23条の7第2項の規定により、在外選挙人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

〔略〕

〔略〕

新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載 (在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)

(在外選挙人証の記載事項の変更等)

第九条 〔同上〕

〔2〕4 同上

〔新設〕

(在外選挙人証の再交付等)

第十一条 〔同上〕

〔2 同上〕

〔新設〕

別記

第六号様式 (在外選挙人証の様式) (第八条関係)

〔様式 同左〕

〔新設〕

表

裏

〔同左〕

第七号様式 (在外選挙人証記載事項変更届出書の様式) (第九条関係)

在外選挙人証記載事項変更届出書

公職選挙法施行令第23条の7第2項の規定により、在外選挙人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

〔同左〕

〔同左〕

新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載 (在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)

<input type="checkbox"/>	在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更		
<input type="checkbox"/>	「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）		
住所以外の送付先	<table border="1"> <tr> <td> 新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記) </td> <td> Name _____ Address _____ </td> </tr> </table> <p>選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、_____の上には、氏名を忘れずに書いてください。</p>	新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記)	Name _____ Address _____
新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記)	Name _____ Address _____		
<p>注意</p> <p>1～8 [略]</p> <p>[割る]</p>			

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

表

<p>在外選挙人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）</p> <p>次の事由が生じたことを誓ひ、公職選挙法施行令第23条の8第1項の規定により、在外選挙人証の再交付を申請します。</p> <p>何年何月何日</p> <p>[略]</p>	
在外選挙人証の記載事項の変更	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
<p>注意</p> <p>1～4 [略]</p>	

<input type="checkbox"/>	在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更		
<input type="checkbox"/>	「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）		
住所以外の送付先	<table border="1"> <tr> <td> 新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記) </td> <td> Name _____ Address _____ </td> </tr> </table> <p>選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、_____の上には、氏名を忘れずに書いてください。</p>	新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記)	Name _____ Address _____
新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記)	Name _____ Address _____		
交付の方法	<input type="checkbox"/> 領事官経由での交付を希望		
<p>※通常は、選挙管理委員会から郵便等で送付</p>			
<p>注意</p> <p>1～8 [同左]</p> <p>9 「交付の方法」欄には、記載事項を変更した後の在外選挙人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にシをつけてください。</p>			

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

表

<p>在外選挙人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）</p> <p>次の事由が生じたことを誓ひ、公職選挙法施行令第23条の8第1項の規定により、在外選挙人証の再交付を申請します。</p> <p>何年何月何日</p> <p>[同左]</p> <p>[同左]</p>	
在外選挙人証の記載事項の変更	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
交付の方法	<input type="checkbox"/> 領事官経由での交付を希望
<p>※通常は、選挙管理委員会から郵便等で</p>	

<p>[削る]</p>	<p>送付</p>
<p>[略]</p> <p>裏</p>	<p>注意 1～4 [同左]</p> <p>⑤ 「交付の方法」欄には、再交付される在外選挙人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることが希望する場合に□にシを付けてください。</p> <p>[同左]</p> <p>裏</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）の施行の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この省令の施行の際、この省令による改正前の在外選挙執行規則（以下「旧規則」という。）別記第六号様式に準じて調製された在外選挙人証がある場合には、この省令による改正後の在外選挙執行規則（以下「新規則」という。）別記第六号様式にかかわらず、当該在外選挙人証を使用することを妨げない。

2 この省令の施行の日前に旧規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書は、新規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書とみなす。